

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

法第27条の23第4項関係

（株式併合による保有株券等の数及び発行済株式総数の減少）

（問 36）発行会社による株式併合が行われた場合、株券等保有割合の計算において分子となる保有株券等の数及び分母となる発行済株式の総数はどの時点から減少しますか（法第27条の23第4項関係）。

（答）

株式併合の権利落日から減少すると考えられます。